
はじめに

和歌山県を真に住みよいふるさととするためには、男女が共に、自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画する機会が確保され、個性と能力を発揮しつつ共に責任を担う男女共同参画社会を実現する必要があります。

本県では、男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の基本的施策に関して必要な事項を定め、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的に「和歌山県男女共同参画推進条例」を平成14年3月に制定しました。

また、男女共同参画社会基本法及び同条例、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、「和歌山県男女共同参画基本計画」を策定し改定を重ねながら取組を進めてきました。

令和4年3月には、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「和歌山県男女共同参画基本計画〈第5次〉」（計画期間：令和4年度～令和8年度）を策定しました。

本書は、同条例第17条に基づき、「和歌山県男女共同参画基本計画〈第4次〉」に基づく施策の令和3年度実績及び「和歌山県男女共同参画基本計画〈第5次〉」に基づく施策の令和4年度事業概要を取りまとめ、男女共同参画の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにしたものです。